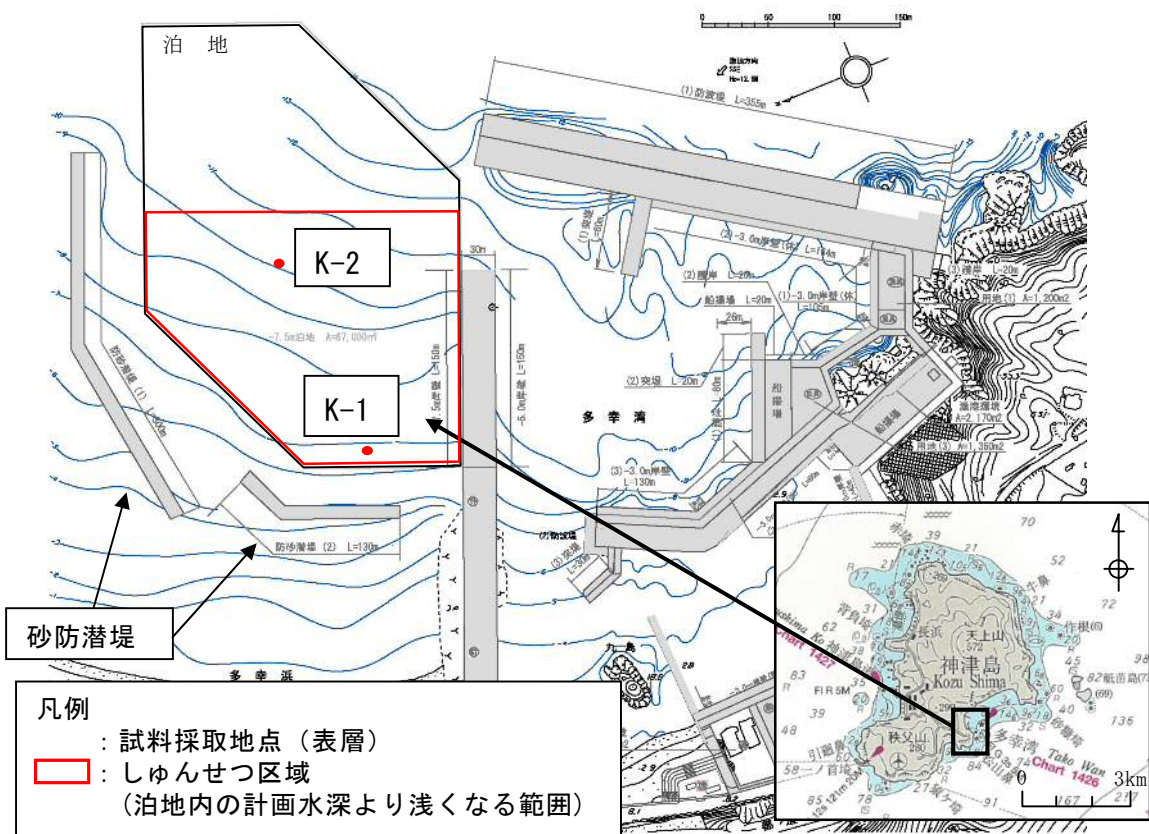


別紙-1 海洋投入処分しようとする廃棄物の種類

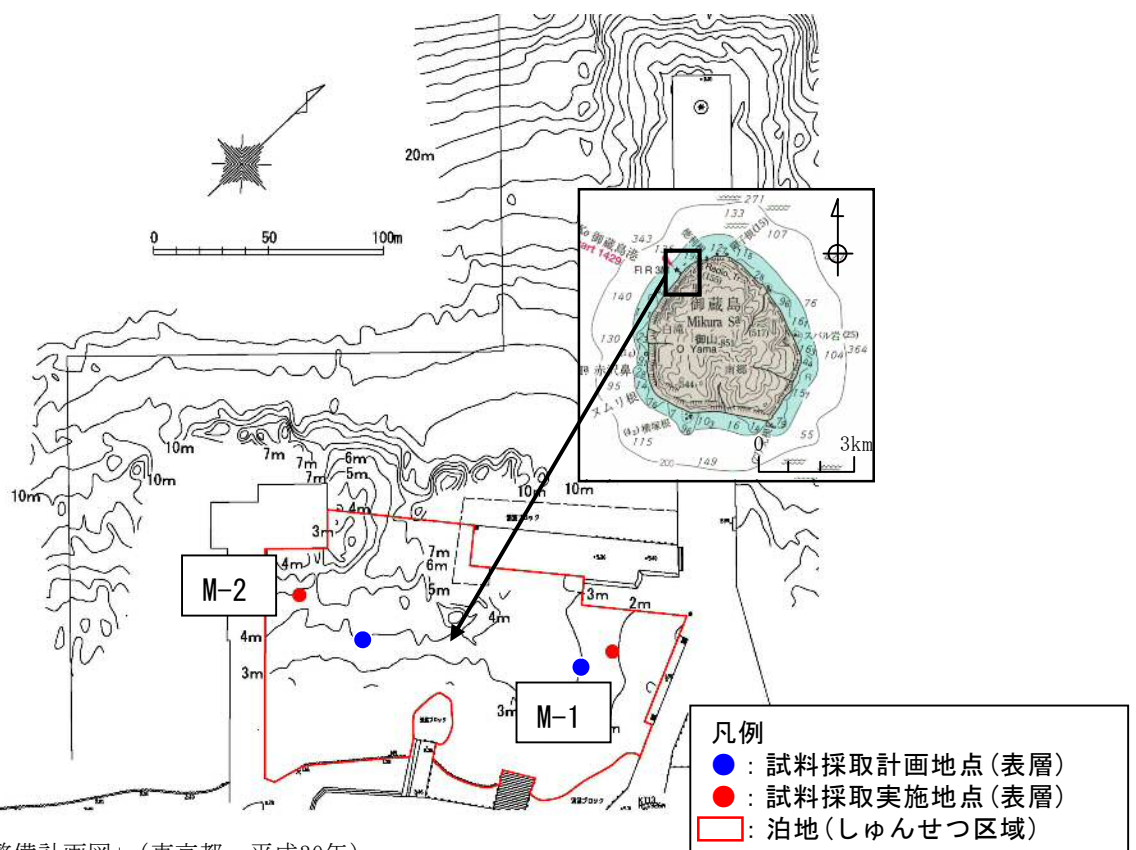
1. 一般水底土砂の浚渫区域及び試料採取位置

浚渫区域は図 1及び図 2に示すとおり、東京都神津島村に位置する三浦漁港（第4種漁港）及び東京都御蔵島村に位置する御蔵島港（地方港湾）である。また、浚渫する土砂が政令で規定する基準に適合しているかどうか確認するための土砂試料採取地点も図 1及び図 2に示すとおりである。



出典：「事業計画平面図」(東京都、平成30年)

図 1 三浦漁港における海洋投入処分しようとする水底土砂の採取位置



出典：「港湾整備計画図」(東京都、平成30年)

図 2 御蔵島港における海洋投入処分しようとする水底土砂の採取位置(表層)

2. 政令で定める基準への適合状況

政令で定める基準への適合状況を把握するため、海洋投入処分の対象とする水底土砂の底質調査を図 1及び図 2に示す試料採取地点で実施した。試料採取地点数は、三浦漁港で2地点、御蔵島港で2地点である。これらの試料採取地点の選定根拠は表 1に示すとおりであり、浚渫範囲の土砂の特性を代表するものであると考えられる。

海洋投入処分の対象とする水底土砂の底質調査の分析結果は表 2に示すとおりである。

分析の結果、全項目で水底土砂に係る判定基準を満足していることから、浚渫により発生する土砂は、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）」第10条第2項第5号ロの政令で定める基準に適合した一般水底土砂であると判断される。

表 1 各港の代表地点の選定根拠

港名	代表地点の選定根拠
三浦漁港	<p>海洋投入処分しようとする一般水底土砂の特性を把握するための調査を平成30年1月20日に実施した。</p> <p>三浦漁港の泊地に堆積する土砂は、天上山の崩落土砂が多幸湾内に流入、三浦漁港の岸壁や潮流や波浪の影響より泊地に滞留したものである。その他河川の流入等はないため、泊地内の底質は、この崩落土砂がほぼ一様に堆積していると考えられる。また、本泊地の浚渫位置は、土砂の堆積によって計画水深より浅くなる箇所に設定している。したがって、試料採取地点は、泊地内で土砂の堆積が計画水深より浅い箇所のほぼ中央付近に1地点（K-1）と選定した（調査地点は水深-6.9m）。（K-2地点に関しては、調査地点の水深-9.5m、物理特性のみ把握のため採取）</p>
御蔵島港	<p>御蔵島港周辺の海底は、波によって球状に研磨された玉石で形成されている。港周辺には砂浜海岸はなく、その他河川の流入等はないため、御蔵島港の泊地に堆積する土砂は、沖から御蔵島港内に流入してくるものと考えられる。平成28年度の測量結果によると、泊地東側で水深-1.5m、開口部のある泊地西側で水深-2.5mと、砂の堆積により泊地機能に支障をきたしていることが確認された（計画水深は-3.0m）。</p> <p>試料採取地点は、主に船だまりとして利用されている東側泊地の中央付近に1地点と、主に船だまりへの進入航路として利用されている西側泊地の中央付近に1地点の計2地点での採取を計画したが、直前に来襲した台風により特に西側泊地土砂が泊地外に流失したことから、西側泊地では当初計画と異なり、土砂が残存していた泊地の出入口付近の航路近傍において調査を実施し、参考値として取り扱った。</p> <p>海洋投入処分しようとする一般水底土砂の特性を把握するための調査を平成30年1月20日に実施した。採取を予定していた泊地東側は水深-2.8mであったため、予定どおり採取した。採取を予定していた泊地西側の地点は、砂の堆積が確認されなかったため周辺の水深-5.8mで採取した。なお、御蔵島港の自然海底は玉石であることから、当該土砂は過年度に沖側から流入した土砂が堆積したものと考え、各地点の底質の性状を分析により確認した結果、概ね同様の性状であったことから、泊地東側の1地点を御蔵島港の代表的な地点として選定した（泊地西側は参考値とする）。</p>

表 2 水底土砂に係る判定基準への適合状況

(試料採取日：平成30年1月20日)

項目	単位	三浦漁港	御蔵島港		判定基準	判定
		K-1	M-1	M-2(参考値)		
アルキル水銀化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと	○
水銀又はその化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	≦0.005	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	≦0.1	○
鉛又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	≦0.1	○
有機りん化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	≦1	○
六価クロム化合物	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	≦0.5	○
ひ素又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	≦0.1	○
シアン化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	≦1	○
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	≦0.003	○
銅又はその化合物	mg/L	<0.3	<0.3	<0.3	≦3	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	<0.2	<0.2	<0.2	≦2	○
ふっ化物	mg/L	<0.8	<0.8	<0.8	≦15	○
トリクロロエチレン	mg/L	<0.03	<0.03	<0.03	≦0.3	○
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	≦0.1	○
バリリウム又はその化合物	mg/L	<0.2	<0.2	<0.2	≦2.5	○
クロム又はその化合物	mg/L	<0.2	<0.2	<0.2	≦2	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	≦1.2	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	≦1.5	○
有機塩素化合物	mg/kg	<4	<4	<4	≦40	○
ジクロロメタン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	≦0.2	○
四塩化炭素	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	≦0.02	○
1・2-ジクロロエタン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	≦0.04	○
1・1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	≦1	○
シス-1・2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	≦0.4	○
1・1・1-トリクロロエタン	mg/L	<0.3	<0.3	<0.3	≦3	○
1・1・2-トリクロロエタン	mg/L	<0.006	<0.006	<0.006	≦0.06	○
1・3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	≦0.02	○
チウラム	mg/L	<0.003	<0.003	<0.003	≦0.06	○
シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	≦0.03	○
チオベンカルブ	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	≦0.2	○
ベンゼン	mg/L	<0.006	<0.006	<0.006	≦0.1	○
セレン又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	≦0.1	○
1・4-ジオキサン	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	≦0.5	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0	0	0	≦10	○

注：有機塩素化合物は、「廃棄物処理令別表第3の3第24号に掲げる有機塩素化合物」を示す。